

1. 事業の概要

平成23年4月の「環境影響評価法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)の成立・公布等を受け、制度運用の円滑化及び審査体制の強化を図るものである。

【改正法に基づく環境影響評価制度の円滑な運用に向けた調査検討等経費】

改正法において新たに追加される配慮書や環境保全措置等に関する報告書の手続等の円滑な施行および適切な運用に向けた必要な調査検討及び情報整備等を進めるとともに、環境影響評価手続の適用除外とされた災害復旧事業等について、環境保全の観点から適切なフォローアップを行う。

【審査体制強化費】

改正法において新たに追加される配慮書段階や報告書段階の審査のため、本省及び地方環境事務所における環境影響評価の審査業務や必要な専門的知見等が大幅に増加することが想定されるため、審査体制の強化等を行う。

2. 事業計画

(1) 改正法に基づく制度運用の円滑化に向けた調査検討等経費

【平成24年度～平成26年度】

改正法の円滑な運用等に向けた調査・検討

SEA(戦略的環境アセスメント)等改正法において追加された手続きの円滑な施行に向けて、政省令の改正等に必要の調査検討を行うとともに、改正法の審議において課題とされた小規模な事業等に対する環境影響評価手続の適用の実態について調査を進める。また、改正法に基づく新制度の周知徹底を図るため、必要な情報整備や環境影響評価の知見・技術向上のための研修を行う。

環境影響評価の技術手法等に関する調査・検討

SEA等新たに追加された手続について適切な水準を確保するため、わかりやすく説明した技術ガイド等を作成する。また、今後想定される原子力発電所の廃炉・解体に伴う高レベル放射性廃棄物処分事業等に対して、適切な環境影響評価の技術手法について調査検討を行う。

災害復旧事業等に対する環境影響評価のフォローアップに関する調査・検討

環境影響評価法第52条第2項に基づき法手続が適用除外とされた東日本大震災の災害復旧事業について、環境影響評価法の趣旨に則り環境影響を最小化するための適切な措置が講じられるよう調査検討を行う。

また、火力発電所リプレース事業のうち、環境負荷が現状よりも改善するケースについて、環境影響評価に要する時日の短縮が可能となるような手続の合理化に関する具体的な事例等について調査検討を行う。

(2) 審査体制強化費

【平成 23 年度～平成 25 年度】

本省においては、全国的な見地から位置・規模等の検討段階から事後調査まで一貫した検討・審査を行うための知見、地方環境事務所においては、地域固有の環境情報等を集積、整理し、審査体制の強化を図る。

環境本省における環境影響評価審査体制強化費

改正法施行に伴い大臣意見を述べる機会が大幅に増加することを踏まえ、本省においては、配慮書段階及び報告書段階において、事業種毎に全国的見地からの審査に必要となる情報・知見について調査・整理するとともに、地域横断的な重要案件の審査のための調査検討を行う。さらに、環境大臣意見の作成過程で有識者からの意見を聴取する体制を構築し、審査の体制強化を図る。

地方環境事務所における環境影響評価審査体制強化費

改正法施行に伴い大臣意見を述べる機会が大幅に増加することを踏まえ、地方環境事務所においては、地域における環境情報の整理、地域固有の自然・社会条件や問題点の把握等を行うための調査検討を行う。また、立地場所により環境影響が大きく異なる風力発電の急激な設置増に伴う審査案件増に対応するため、現地調査や地方公共団体との連携等を行う定員を増やすことにより、体制強化を図る。

3. 施策の効果

改正法の運用等に関する調査検討を進めることにより、平成 25 年度に完全施行が見込まれる改正法による環境配慮が確保されるとともに、災害復旧事業等に対するフォローアップにより適切な環境保全が図られることが期待される。

また、改正法に対応した審査体制の強化により、本省・地方環境事務所が一体となり、全国的見地と地域の特性を統合した審査を行うことで、迅速かつ一層環境保全に配慮した審査の実施を確保することができる。

環境影響評価法改正等に伴う制度運用円滑化 及び審査体制強化事業

一般会計(本省・地方)214,536千円(250,556千円)

環境影響評価法改正等に伴う制度運用の円滑化のための調査検討・審査体制強化

改正法の円滑な運用等
に向けた調査検討等経費

154,719千円(178,082千円)

- ・改正法の円滑な運用に向けて必要な調査検討・情報整備及び周知【継続】
- ・今後想定される高レベル放射性廃棄物処分事業等に対する適切な環境影響評価の技術手法の調査検討【継続】
- ・災害復旧事業等に対する環境保全の観点からのフォローアップ調査【新規】等

審査体制強化費

59,817千円(72,474千円)

【うち地方分18,160千円(18,160千円)】

- ・大臣意見提出機会の大幅な増加に対応した審査体制の強化
- ・地域固有の自然・社会条件の把握等、地方環境事務所の審査体制の強化

・改正法のもとの一層の環境配慮の確保
・災害復旧事業等への環境配慮の確保

本省・地方環境事務所が一体となり
一貫した審査を行うことで、一層環境
保全に配慮した審査の実施を確保